

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年7月22日

青森地方法務局八戸支局 登記官 船水 格

記

意見又は資料の提出先 青森地方法務局八戸支局登記部門

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (m ²)
4204-2022-0001	八戸市大字根城字ヌタゴ19-16	畑	2591
4204-2022-0002	八戸市大字根城字ヌタゴ30	雑種地	452
4204-2022-0003	八戸市大字根城字ヌタゴ31	雑種地	317
4204-2022-0004	八戸市大字根城字ヌタゴ33	雑種地	2155
4204-2022-0005	八戸市大字根城字笹子46-2	墓地	29
4204-2022-0006	八戸市大字根城字笹子48	山林	360